

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 ～Xプログラム～ 令和4年度選定事業中間評価要項

令和7年3月14日

デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業委員会決定

1. 目的

「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」（以下「本事業」という。）に選定された大学（以下「大学」という。）の取組の進捗状況等について評価を行い、その結果を各大学に示し適切な助言を行うとともに社会に公表することにより、人文・社会科学系等の分野を専攻する研究科等において多様な分野と数理・データサイエンス・AI（以下「MDA」という。）分野と掛け合わせた文理横断的な教育の実施・展開を促進し、専門分野に応じた高度なMDAの知識・技術を習得した社会から求められる各分野をけん引するデジタル人材を継続的に輩出し、多様なイノベーションを創出に資することを目的とする。

2. 対象、時期

本事業に選定された各大学の取組について、令和7年度に中間評価を実施する。原則として、令和6年度末までの取組状況を対象とする。

3. 体制、方法

（1）体制

中間評価に当たっては、デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

（2）方法

①中間評価については、次の評価資料に基づき、「4. 中間評価項目」に示す観点により委員会での評価担当委員による書面評価及び現地調査を行う。

○大学が作成する評価資料

・ 中間評価調書

○選定時に付された留意事項

○委員フォローアップ報告書（令和4年度、令和5年度）

※評価上の必要に応じて、大学に対し書面による説明及び追加資料の提出を求めることができる。

②以下資料についても評価の参考として活用する。

○申請時の計画調書

○実施状況報告書（令和4年度、令和5年度）

③書面評価は、「4. 中間評価項目」に示す評価項目毎に以下5段階の区分により行う。

区分	評価
S	優れている
A	妥当である
B	やや不十分である
C	不十分である
D	極めて不十分である

④現地調査は、原則として評価担当委員が対面で行うこととする。実施方法については、委員会の判断により、対面またはオンラインにて行うこととする。

⑤書面評価及び現地調査の結果を総合的に勘案し、以下の区分により総括評価を決定する。

・総括評価

区分	評価
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られるなど、総じて計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するためには、当初計画に基づく目標の早急な達成や事業規模の縮小等に向け、財政支援の縮小を含めた事業計画の抜本的な見直しが必要である。
D	現在までの進捗状況に鑑み、本事業の目的を達成できる見通しがなく、選定大学への財政支援を中止することが必要である。

⑥書面評価及び現地調査の結果を総合的に勘案し、評価結果（案）を作成する。評価結果は、総括評価及び総括評価に関するコメントで構成する。評価結果を決定するに当たっては、評価結果（案）の総括評価において評価が「C」又は「D」とされた大学に対し、事前に評価結果（案）を提示して意見申立ての機会を設けた上で決定する。

⑦その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

4. 中間評価項目

評価項目及び各評価項目のウェイトは以下の通りとする。

(1) 事業の実施体制 (20%)

- ①学内の組織的な実施体制が整備されているか（学長又は研究科長等のリーダーシップの下で学部・大学院・関連組織が密接に連携した体制の構築等を含む。）。【学内の実施体制】
- ②取組の自己評価及び外部評価が適切に実施できる体制が整備され、自己評価や外部評価の結果を反映するなど、発展的な見直しが行われる体制となっているか。【評価体制の整備】

(2) 事業の具体的な取組の進捗状況 (35%)

- ①以下の評価項目に則して、取組は着実に進捗しているか。【取組の進捗状況】

1) 人文・社会科学系等の分野と情報系分野の素養を備えた人材養成のための教育改革・組織整備等
人文社会科学系分野等の大学院生が、自らの専門分野だけでなく、MDAに関する知識・技術を習得するための、体系的で高度な学位プログラム（以下「本学位プログラム」という）を実施するための計画が着実に実施されているか。また、本学位プログラムが、事業実施期間内において、当初の計画どおり修了者を輩出することが見込まれるか。

2) 社会ニーズに応える教育の工夫

教育プログラムの開発・実施にあたって、社会のニーズに対応した教育が提供できる工夫が構想・計画されているとともに、実施事業の意義等について、企業等へ普及させるための具体的な構想・計画が実施されているか。

- ②申請時に設定した目標等（※）に対する達成度はどうか。【目標に対する達成度】

※選定以降、文部科学省の承認を経て目標等を変更した場合は、変更後の目標の達成度を加味することとする。

(3) 事業の実実施計画・継続性、事業成果の普及 (25%)

- ①各年度の計画及び事業の実施状況を踏まえた今後の見通しはどうか。【計画の見通し】
- ②学内体制や教員配置等の面から、補助期間終了後も継続的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【体制的な継続性】
- ③資金計画の面から、補助期間中、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込める内容・進捗となっているか。また、補助期間終了後も継続的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【資金的な継続性】
- ④本事業で蓄積したノウハウ等を他大学等に普及させるための具体的な情報発信等及び効果が期待できる取組を行っている又は具体的な計画を進めているか。【先進性・波及効果】

(4) 選定時に付された留意事項及びフォローアップ報告書への対応 (15%)

- ①選定時において付された留意事項への対応を適切に行っているか。【選定時に付された留意事項への対応】
- ②フォローアップ報告書において付された課題・意見への対応を適切に行っているか。【報告書等

への対応】

（５）経費執行の適切性（５％）

①取組内容に照らし、経費執行を適切に行っているか。【経費執行の適切性】

５．その他

（１）開示・公開

①委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

②評価結果の公表等について

評価結果は文部科学省へ報告するとともに、各大学から提出された中間評価調書のうち基本情報と併せて公表する。

③委員の氏名等について

委員の氏名等については、評価結果の決定後に公表する。

（２）利害関係者の排除

大学に利害関係のある委員は、当該大学の評価を行わないものとする。

（利害関係者とみなされる場合の例）

- ・委員が役員あるいは専任または兼任として在職、又は３年以内に在職していた大学に関するもの
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断されるもの

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに事務局に申し出るとともに、当該大学についての評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

（３）情報の管理、守秘義務、中間評価調書等の使途制限

①全ての委員には守秘義務が課されているため、評価の過程で知り得た個人情報及び大学の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。評価に係る調書には個人情報が含まれるものもあるため、外部に漏らすことは個人情報保護法違反に直結することに留意すること（評価の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、個人情報も含めそれが当該評価に関係していることを伏せること。）。

②個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、計画調書等評価関係資料の内容を、生成 AI に入力しないこと。

③委員として取得した情報（「中間評価調書」等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。

④評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用すること。

⑤委員の氏名等は、公表されるまでの間は、自身を含め委員の氏名等は他に漏らさないこと。

（４）評価結果の補助金配分額への反映

中間評価の結果は文部科学省に報告され、その結果は、文部科学省が行う評価年度の翌年度以降の予算の補助金配分に勘案されることがある。また、文部科学省において、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがある。

以 上